

## 部活動の実施について (3月第4週から始業式までの対応について)

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業期間においては、部活動についても自粛することを示してきたところであるが、生徒の心身の健康保持の観点から、部活動を生徒の運動不足やストレスの解消を図る運動の機会として実施するものである。

### 2 実施上の留意点

- (1) 本期間における活動の目的を踏まえ、通常の活動とは異なる活動であることを認識すること。
- (2) 実施するにあたり、校長は顧問に部活動計画書を提出させるとともに、生徒本人と保護者の意向を尊重し参加を強制することのないように顧問に指導すること。
- (3) 顧問は活動するにあたり、以下に示すクラスター発生の3条件を避けるための対策を講じること。
  - ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底。
  - ② 多くの人が手の届く距離に集まらない。
  - ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。
- (4) 長期の休業期間の運動機会が十分でない状態を踏まえ、部活動実施後の生徒の疲労度を考慮し、無理のない指導計画をたて、軽度な活動から段階的に実施すること。
- (5) 1日の活動時間は、平日・週休日ともに2時間以内とし、休養日についても平日・週休日それぞれ1日以上必ず確保すること。
- (6) 自校のみの単独練習とし、宿泊を伴う活動、遠征、練習試合及び合宿は見合わせること。
- (7) 通常の活動に参加していない外部関係者は部活動に参加させないこと。  
(臨時講師、臨時コーチ、卒業生、新入生、他校生徒等)

### 3 具体的な活動について

#### (1) 顧問の対応について

- ① 顧問は、参加生徒に対し(2)に示す内容を指導するとともに健康観察を徹底すること。
- ② 顧問は、自宅を出発する前に検温を実施し体調を把握すること。発熱(37.5℃以上)や風邪症状のあるときは参加しないこと。
- ③ 顧問は、活動全体の管理運営を適切に行うこと。
- ④ 顧問は、生徒の参加状況を把握すること。
- ⑤ 顧問は、生徒の部活動終了後、退校確認を行うこと。
- ⑥ 海外に滞在した、又は患者クラスターが発生した施設を訪問した顧問は、帰国(帰宅)後2週間は部活動指導を行わないこと。

#### (2) 生徒個人の対応について

- ① 風邪や季節性インフルエンザ対策同様に一人ひとりが手洗いや咳エチケットなどの通常の感染症対策を講じること。
- ② 自宅を出発する前に検温を実施し体調を把握すること。発熱(37.5℃以上)や風邪症状のある者は参加しないこと。  
(登校前の症状の有無の確認や体温測定等について保護者の協力を得ること)
- ③ 活動中に体調に異変を感じたら直ちに活動を中止し顧問に知らせること。
- ④ 登下校中は人混みを避けた行動をとること。
- ⑤ 海外に滞在した、又は患者クラスターが発生した施設を訪問した生徒は、帰国(帰宅)後2週間は部活動に参加しないこと。

#### (3) 活動内容について

クラスター発生の3条件を避けるために活動内容を工夫すること。

- ① 活動する場合は小グループ編成で行い、なるべく集団にならないよう工夫すること。
- ② 掛け声、大声をかけての活動は行わないこと。
- ③ 対人競技(柔道、剣道、相撲等)においては、近距離での対人練習を行わず、個人の技能を高める練習をする等、練習内容を工夫すること。
- ④ チームスポーツにおいては、人が密集するような機会を少なくするために、個人技能を高める練習をする等、練習内容を工夫すること。
- ⑤ バットやボールなどの使い回す道具に触れた手で首から上に触らない。
- ⑥ 文化部活動においては、大人数が集まって演奏や制作等をするものがないよう個人練習やパート練習までとし、練習内容を工夫すること。
- ⑦ 吹奏楽は、楽器を共有せず、大人数で演奏しないこと。
- ⑧ 合唱では、集団での活動はしないなど、個人の技能を高める練習を工夫すること。

#### (4) 活動場所

クラスター発生の3条件を避けるために活動場所を工夫すること。

- ① 屋内の場合は、使用時間及び会場の割り当てを工夫し、多くの生徒ができるだけ集まらないようにすること。
- ② 屋内の場合はこまめに換気を行い（1時間に1～2回程度）、常に窓を多少開けておくなど密閉した空間を作らないこと。
- ③ 通常の活動場所が学校外の施設の場合は、クラスター発生の3条件を踏まえ校長が実施の判断をすること。
- ④ 会場の入口等に消毒液を設置又は手洗いを励行するとともに、手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒など定期的に担当を決めて実施すること。
- ⑤ 換気の悪い会場の場合は、別の場所や屋外に移動する等の対策を講じること。
- ⑥ 部室を使用する場合は、換気を徹底し着替えなどの必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用など感染予防の工夫を行うこと。

#### (5) 活動時間

- ① 開始時間の30分より前には集合させないこと。  
（できる限り集団で居る時間を少なくする）
- ② 平日・週休日ともに2時間以内とし、休養日についても平日・週休日それぞれ1日以上必ず確保すること。
- ③ 終了後、速やかに帰宅させること。

#### (6) 飲料水・タオル

- ① 飲料水は個人で準備し、ボトル、カップ等による共用はさせないこと。
- ② タオルの共用はさせないこと。